

# 空き家特別控除チェックシート (提出前に□に✓を記入してご確認ください)

様式 1-2 家屋の取壊し、除却又は滅失後の敷地等を譲渡する場合

	被相続人居住用家屋に住んでいた場合	老人ホーム等に入所していた場合
相続開始前	<p>【確認事項】</p> <p>1. 被相続人が相続直前まで家屋に居住していたこと  <input type="checkbox"/> 被相続人の除票住民票の写し                      (相続発生日の確認も行うこと)</p> <p>2. 被相続人以外の居住者がいなかったこと  <input type="checkbox"/> 家屋の取壊し、除却又は滅失後の相続人の住民票の写し                      (相続発生日後、2回以上移転の場合は戸籍の附票の写しを提出)</p>	<p>【確認事項】</p> <p>1. 被相続人が要介護・要支援認定を受けていたこと又はその他これに類する被相続人であること  <input type="checkbox"/> 要介護・要支援認定等を受けていたことを証する書類                      例) ・介護保険法の被保険者証の写し                      ・障害者総合支援法の障害福祉サービス受給者証の写し                      (その他要介護認定等の決定通知書、市町村作成の要介護認定等を受けたことを証する書類、要介護認定等に関する情報を含む老人ホーム等の記録等)                      ・厚生労働大臣が定める基準に該当する第一号保険者であることを証する書類</p> <p>2. 被相続人が相続直前まで主として老人ホーム等に居住し、かつ、老人ホーム等入所前に家屋に居住していたこと  <input type="checkbox"/> 被相続人の除票住民票の写し                      (老人ホーム等入所後、別の老人ホーム等に移転し、死亡した場合は戸籍の附票の写しを提出)  <input type="checkbox"/> 老人ホーム等の名称・所在地・施設の種類(※)が確認できる書類(入所時の契約書等)                      ※以下の対象施設であることを確認                      ・老人福祉法に規定する認知症対応型共同生活援助事業が行われる住居、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、経費老人ホーム又は有料老人ホーム                      ・介護保険法に規定する介護老人保健施設又は介護医療院                      ・高齢者の居住の安定確保に関する法律に規定するサービス付き高齢者向け住宅                      ・障害者総合支援法に規定する障害者支援施設又は共同生活援助を行う住居</p> <p>3. 老人ホーム等入所前に、被相続人以外の居住者がいなかったこと  <input type="checkbox"/> 家屋の取壊し、除却又は滅失後の相続人の住民票の写し                      (老人ホーム等入所後、相続人が2回以上移転した場合は戸籍の附票の写しを提出)</p> <p>4. 老人ホーム等入所後、被相続人が家屋を一定使用し、かつ、事業の用、貸付けの用、被相続人以外の居住の用に供されていないこと  <input type="checkbox"/> 家屋の取壊し、除却又は滅失後の相続人の住民票の写し(再掲)  <input type="checkbox"/> 以下のいずれか  <input type="checkbox"/> 電気、水道又はガスの契約名義及び使用中止日が確認できる書類                      例) 支払い証明書、料金請求書、領収書、お客様情報の開示請求に対する回答書、通帳の写し又はクレジットカードの利用明細(最終の料金引き落とし日が分かるもの)等  <input type="checkbox"/> 老人ホーム等が保有する外出、外泊等の記録  <input type="checkbox"/> その他、要件を満たすことを容易に認めることができる書類                      例) ・家屋を宛先住所とする被相続人宛の郵便物等。                      ・電気、水道又はガスの使用中止日を認める書類の提出があったが当該書類で契約名義(支払人)が明確とならなかった場合の書類として、市区町村が認める者が家屋の管理を行っていたことの証明書</p>
相続し取壊し	<p>【確認事項】</p> <p>3. 事業の用、貸付けの用、又は居住の用に供されていないこと  <input type="checkbox"/> 売買契約書の写し                      (代替：譲渡証明書、土地の登記証明書)  <input type="checkbox"/> 以下のいずれか  <input type="checkbox"/> 電気、水道又はガスの契約名義(支払人)及び使用中止日が確認できる書類                      例) 支払い証明書、料金請求書、領収書、お客様情報の開示請求に対する回答書、通帳の写し又はクレジットカードの利用明細(最終の料金引き落とし日が分かるもの)等  <input type="checkbox"/> 宅建業者が「現況空き家」と表示した広告  <input type="checkbox"/> その他、要件を満たすことを容易に認めることができる書類                      例) 市区町村が認める者が家屋の管理を行っていたことの証明書、空き家バンクへの登録を行っていたことの証明書等</p>	<p>【確認事項】</p> <p>5. 事業の用、貸付けの用、又は居住の用に供されていないこと  <input type="checkbox"/> 売買契約書の写し                      (代替：譲渡証明書、土地の登記証明書)  <input type="checkbox"/> 以下のいずれか  <input type="checkbox"/> 電気、水道又はガスの契約名義(支払人)及び使用中止日が確認できる書類                      例) 支払い証明書、料金請求書、領収書、お客様情報の開示請求に対する回答書、通帳の写し又はクレジットカードの利用明細(最終の料金引き落とし日が分かるもの)等  <input type="checkbox"/> 宅建業者が「現況空き家」と表示した広告  <input type="checkbox"/> その他、要件を満たすことを容易に認めることができる書類                      例) 市区町村が認める者が家屋の管理を行っていたことの証明書、空き家バンクへの登録を行っていたことの証明書等</p>
取壊し譲渡	<p>【確認事項】</p> <p>4. 建物・構築物の敷地の用に供されていないこと  <input type="checkbox"/> 更地であることが分かる写真  <input type="checkbox"/> 法務局が作成する解体後の閉鎖事項証明書の写し(代替：解体工事契約書の写し)</p>	<p>【確認事項】</p> <p>6. 建物・構築物の敷地の用に供されていないこと  <input type="checkbox"/> 更地であることが分かる写真  <input type="checkbox"/> 法務局が作成する家屋取壊し後の閉鎖事項証明書の写し</p>

※「除票住民票の写し」「住民票の写し」は、区役所等で取得したもののそのものの書類のことを指す。取得したものをコピーせず提出すること。ただし、相続人が複数人いる場合は、1人が原本であれば、それ以外の人はコピーでもよい。